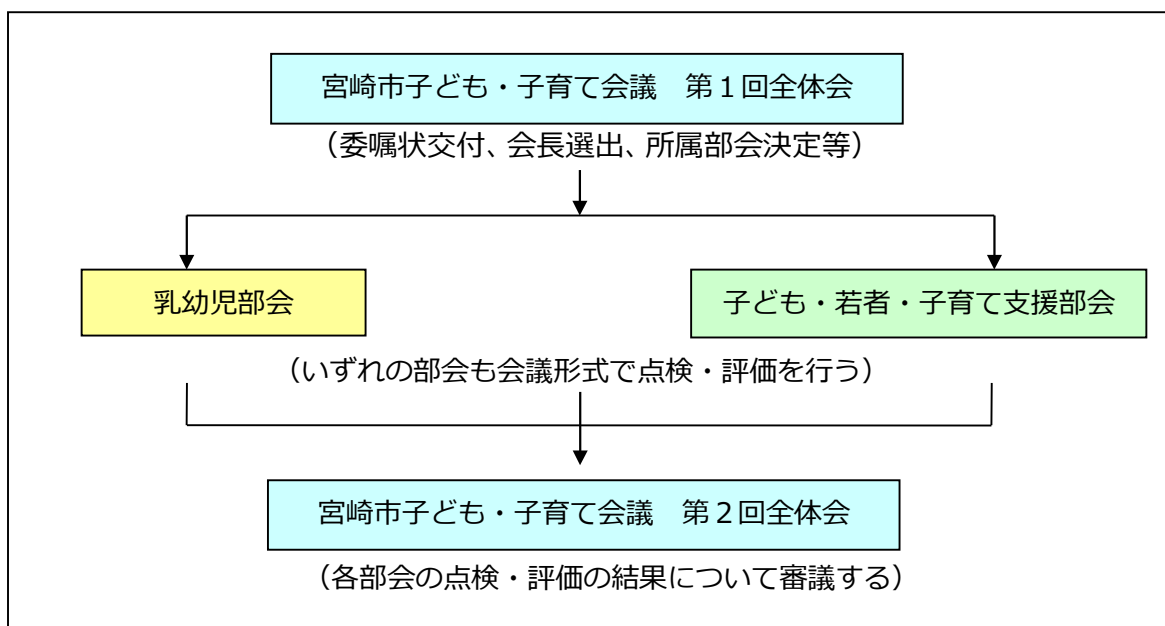


第二期宮崎市子ども・子育て支援プランの点検及び評価について

1 点検及び評価について

本市では、宮崎市こども計画（旧：宮崎市子ども・子育て支援プラン）の点検・評価を行うにあたり、特定の分野を専門的に審議するために、子ども・子育て会議に部会を設置している。

点検・評価については、各部会に分かれて実施し、その結果について全体会で審議する。



2 今回の点検及び評価の位置付け

「第二期支援プラン」については、令和6年度で計画期間が終了し、令和7年3月、新たに「宮崎市こども計画（第三期宮崎市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和7～11年度）を策定したところである。

宮崎市こども計画の策定にあたり、令和5年度までの点検・評価をもとに第二期支援プランの総括を行ったところ（宮崎市こども計画P23参照）だが、今回の点検及び評価の位置付けについては、以下のとおりとする。

- 第二期支援プランの最終年度（令和6年度）の点検・評価を行い、評価結果は、令和7年度以降の事業運営に活用する。

3 部会の種類と点検・評価の項目

(1) 乳幼児部会

①地域子ども・子育て支援事業

- ・事業 3 妊婦健康検査
- ・事業 4 乳児家庭全戸訪問事業
- ・事業 8 一時預かり事業（幼稚園・その他）
- ・事業 9 延長保育事業
- ・事業 10 病児保育事業
- ・事業 12 実費徴収に係る保続給付を行う事業

【点検・評価方法】

事務局が作成した資料と、事務局からの各事業取組状況の説明をもとに、受給計画の確保方策の進捗について点検し、「順調である」「どちらかといえば順調である」「あまり順調でない」「順調でない」のいずれかの評価を行う。

確保方策の進捗状況について、支援プランと実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策について整理する。

資料 6 地域子ども・子育て支援事業の取組状況（令和 6 年度分）

②推進施策

- ・推進施策 1-(1) 教育・保育内容の質の向上
- ・推進施策 1-(2) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進
- ・推進施策 2-(4) 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実
- ・推進施策 4-(1) 妊娠・出産期からの親子の成長への切れ目ない支援
- ・推進施策 4-(2) 子どもの健康の保持と増進

【点検・評価方法】

事務局が作成した資料と、事務局からの各推進施策実施状況の説明をもとに、その進捗状況について点検し、各委員の視点で点検「順調である」「どちらかといえば順調である」「あまり順調でない」「順調でない」のいずれかの評価を行う。

各事業や取組に遅滞等がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策について整理する。

資料 7 推進施策 目標値と実績（令和 6 年度分）

資料 8 推進施策 内部評価表（令和 6 年度最終目標値に対する達成状況）

③子ども・子育て支援給付

事務局が作成した資料と、事務局からの教育・保育の実施状況の説明をもとに、その実施状況について確認を行う。

確保方策の進捗状況について、支援プランと実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策について整理する。

資料 9 令和 7 年 4 月の待機児童数について

資料 10 令和 7 年度の教育・保育施設の施設数及び定員について

(2) 子ども・若者・子育て支援部会

①地域子ども・子育て支援事業

- ・事業 1 利用者支援事業
- ・事業 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・事業 5 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・事業 6 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・事業 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ・事業 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【点検・評価方法】

事務局が作成した資料と、事務局からの各事業取組状況の説明をもとに、受給計画の確保方策の進捗について点検し、「順調である」「どちらかといえば順調である」「あまり順調でない」「順調でない」のいずれかの評価を行う。

確保方策の進捗状況について、支援プランと実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策について整理する。

資料 11 地域子ども・子育て支援事業の取組状況（令和 6 年度分）

②推進施策

- ・推進施策 2-(1) 地域における子育て支援の推進
- ・推進施策 2-(2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・推進施策 2-(3) ひとり親家庭の自立支援
- ・推進施策 3-(1) 安全・安心な活動場所など、子どもの健全な発達のための良質な環境整備
- ・推進施策 3-(2) 放課後の子どもの居場所の確保
- ・推進施策 5-(1) 子どもの貧困対策の推進
- ・推進施策 5-(2) 虐待などない社会づくりに向けた取組の推進

【点検・評価方法】

事務局が作成した資料と、事務局からの各推進施策実施状況の説明をもとに、その進捗状況について点検し、各委員の視点で点検「順調である」「どちらかといえば順調である」「あまり順調でない」「順調でない」のいずれかの評価を行う。

各事業や取組に遅滞等がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策について整理する。

資料 12 推進施策 目標値と実績（令和 6 年度分）

資料 13 推進施策 内部評価表（令和 6 年度最終目標値に対する達成状況）